

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とす)

目 次

◇選 管 告 示
鳥取県議会の議員の一般選挙における
東伯郡選挙区の選挙長の事務を行なう
場所の変更

◇日野郡選挙区選挙長告示
鳥取県議会の議員の一般選挙における
立会演説会開催の手續の中止
鳥取県議会の議員の一般選挙における
投票の中止

告 示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における東伯郡選挙区の選挙長の事務を行なう場所を昭和四十二年四月四日から次のとおり変更する。

昭和四十二年四月四日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 定 治

新

旧

倉吉市巖城三番地 中部県税事務所

倉吉市仲之町三番地 中部県税事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙の日野郡選挙区においては投票を行なわないこととなつたため鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号)第九条第一項の規定により立会演説会の開催の手續を中止するので鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程(昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)第二十二条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年四月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議會議員選挙日野郡選挙区選挙長告示第二号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において立候補の届出のあつた候補者が議員の定数を超えないため公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百条第一項の規定により投票を行なわないこととなつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年四月四日

鳥取県議會議員選挙日野郡選挙区選挙長 加 藤 章